

基本手当日額の算出方法(H19.8~H20.7適用)

※離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,070 ~4,079	4,080 ~10,590	10,591 ~11,820	11,821 ~12,730	12,731 ~14,200	14,141 ~15,060	15,061 ~15,550	15,551 ~
~29歳					6,365円(上限額)			
30 ~44	賃金日額 ×0.8		$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 74,160 \times \text{賃金日額}) \div 77,400$		賃金日額 × 0.5		7,070円(上限額)	
45 ~59							7,775円(上限額)	
60 ~64	※1欄外に		賃金日額 × 0.45				6,777円(上限額)	
65 ~			$(-\text{賃金日額}^2 \times 3 + 75,680 \times \text{賃金日額}) \div 79,000$		賃金日額 × 0.5		6,395円(上限額)	

※1  $(-7 \times \text{賃金日額}^2 + 132,720 \times \text{賃金日額}) \div 130,200 + 0.05 \times \text{賃金日額} + 4,236$  } のいずれか低い方の額

※2 基本手当の最低額 1,656円

基本手当の所定給付日数

① 特定受給資格者の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

② 一般(特定受給資格者以外)の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日	90日	120日	150日	

③ 就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満		150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分